

令和４年第６回太子町議会定例会（第501回町議会）会議録（第１日）

令和４年11月28日

午前 10 時 開会

議 事 日 程

- 1 議席の変更及び指定
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期の決定
- 4 諸般の報告
- 5 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 6 承認第４号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(令和４年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第４号）)
- 7 議案第44号 令和４年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第５号）
- 8 議案第45号 令和４年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
- 9 議案第46号 令和４年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第２号）
- 10 議案第47号 令和４年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）
- 11 議案第48号 令和４年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第３号）
- 12 議案第49号 令和４年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第２号）
- 13 議案第50号 姫路市及び太子町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約について
- 14 議案第51号 太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第52号 太子町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 16 議案第53号 太子町情報公開条例の制定について
- 17 議案第54号 太子町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 18 議案第55号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第56号 職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 20 議案第57号 職員の降給に関する条例の制定について
- 21 議案第58号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第59号 太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

本日の会議に付した事件

- 1 議席の変更及び指定
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 会期の決定
- 4 諸般の報告
- 5 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告
- 6 承認第４号 専決処分したものにつき承認を求めることについて
(令和４年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第４号）)
- 7 議案第44号 令和４年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第５号）
- 8 議案第45号 令和４年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）
- 9 議案第46号 令和４年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第２号）
- 10 議案第47号 令和４年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

- 11 議案第48号 令和4年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）
- 12 議案第49号 令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第2号）
- 13 議案第50号 姫路市及び太子町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約について
- 14 議案第51号 太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第52号 太子町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について
- 16 議案第53号 太子町情報公開条例の制定について
- 17 議案第54号 太子町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について
- 18 議案第55号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第56号 職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 20 議案第57号 職員の降給に関する条例の制定について
- 21 議案第58号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について
- 22 議案第59号 太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

会議に出席した議員

1 番	桑 名 幸 夫	2 番	松 浦 崇 志
3 番	出 原 賢 治	4 番	森 田 哲 夫
5 番	吉 田 正 之	6 番	長谷川 正 信
7 番	玉 田 正 典	8 番	上 山 隆 弘
9 番	中 薮 清 志	10 番	堀 卓 史
12 番	清 原 良 典	13 番	井 村 淳 子
14 番	藤 澤 元之介	15 番	中 島 貞 次

会議に欠席した議員

11 番 首 藤 佳 隆

会議に出席した事務局職員

局 長	森 文 彰	書 記	蛭 井 のり子
書 記	竹 田 早 紀		

説明のため出席した者の職氏名

町 長	沖 汐 守 彦	副 町 長	杉 原 勝 由
教育長職務代理者	福 田 秀 樹	総 務 部 長	森 田 好 紀
生活福祉部長	嶋 津 一 弥	経 済 建 設 部 長	松 谷 真 利
財 政 課 長	佐々木 信 人	監 査 委 員	村 瀬 敏 紀

議長挨拶

○議長（中島貞次） 皆さんおはようございます。

開会に先立ちまして、一言挨拶を申し上げます。

師走を目前にして何かと御多忙の中、議員各位には極めて御健勝にて御参集を賜り、本日ここに令和4年第6回太子町議会定例会（第501回町議会）が開会できますことは、町政伸展のため、誠に御同慶に堪えません。

まず、この機会に、去る11月13日に執行された町長選挙におきまして、町民の支持を得られ、めでたく当選されました沖汐町長に対し、心よりお祝い申し上げます。さらに、同時に行われま

した町議会議員補欠選挙におきまして桑名議員がめでたく当選され、本日ここに御参集を賜っておりますことを重ねてお祝い申し上げますとともに、今後のますますの御活躍を祈念申し上げる次第であります。

さて、今期定例会は専決処分の承認、各会計の補正予算、条例改正等、いずれも重要な案件を御審議いただくことになっております。議員各位におかれましては、慌ただしい年末を控え殊のほか御多用のことと存じますが、格別の御精励を賜り、慎重に御審議の上、適切妥当な結論が得られますようお願い申し上げます、誠に簡単措辞ではございますが開会の挨拶といたします。

町長。

~~~~~

#### 町長挨拶

○町長（沖汐守彦） 皆さん、改めましておはようございます。

令和4年第6回太子町議会定例会（第501回町議会）が開会されるに当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

令和4年もあと一月余りとなり慌ただしい時節を迎えようとしておりますが、議員各位におかれましては公私ともに大変御多用なところ、御健勝にて本会議に御出席をいただきましたこと、まずお礼を申し上げます。

さて、11月13日の太子町長選挙におきましては、町民の皆様をはじめ、多くの議員の皆様から御支援、御支持を賜り、町政の運営に当たらせていただくことになりました。皆様の御期待、御意見を承りながら改めて重責を真摯に受け止めております。また、同日に執行されました太子町議会議員の補欠選挙におきましては、新たに桑名幸夫議員をお迎えすることになりました。今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、町長としての所信の一端を大きく4点述べさせていただきます。

まず、1点目は、今回の町政推進の基本方針であります、ラグビーにおける試合後のノーサイドの精神で町民の皆様、議員の皆様、役場職員等と双方向のコミュニケーションを取ることが重要であろうと思っております。聖徳太子の「和をもって貴しとなす」という言葉には和を大切にしましょうということで、お互いを尊重し認め合って協力することの大切さ、2つ目には話合いを大切にしましょうということで争いを避けて和を大切にするだけでなく、お互いに妥協せずに納得するまでよく話し合うことが大切であるという2つの意味を持っております。この方針を大切にしながら将来のまちづくりのビジョンを掲げ、“和のまち太子”をつくってまいり所存でございますので、議員の皆様の御指導、御鞭撻を切にお願いする次第であります。

大きな2点目は、教育委員会との関係改善及び体制の整備であります。

教育委員会とは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律を遵守し、教育委員会の独立性、主体性を尊重し、町及び教育委員会が連携協力しながら円滑な町行政、教育行政を推進することを確認しました。また、現在空席となっております教育長、教育委員の後任人事についても現在鋭意努力をしているところであります。

3点目は、町職員との信頼関係の構築であります。

町長就任後、幹部職員や町職員組合の執行部の皆さんと話合いの場を持ちました。今後とも職員と定期的な話合いの場を持ち、働きやすい職場づくり、基本方針に基づく人事異動など、双方向のコミュニケーションを大切にしながら職員の意識改革、住民サービスの向上を目指していきたいと考えております。

4点目は、私が町民の皆様にお約束をした30の公約についてであります。

この30の公約は、1つには「未来を担う子どもたちへ」、2つには「いまを生きる人々へ」、

3つには「住民・企業協働のまちへ」という3本柱で構成しております。今後、町の基本方針であります第6次太子町総合計画の5本柱との整合性を図りながら、実現できるものから令和5年度の予算要求に反映させ、3月議会には提案させていただくということで準備を進めております。また、公約の実現には多くの歳入確保や既存事業の廃止などが必要にならうと思います。これまでの事業の評価検証を行いながら行財政改革にも取り組みを進めてまいりたいと考えております。その第一歩として、公約の1つであります「町長の給与カット拡充（20％）」、そして「退職金の削減」を今回の議会に提案予定としております。

さて、今期定例会におきましては専決処分しました補正予算の承認案件1件、予算の議案6件、条例等の議案10件、後日追加で提出させていただく人事案件1件、予算の議案6件、条例の議案2件、合わせて26件の議事につきまして御審議をお願い申し上げるものであります。提出させていただきました各案件の内容につきましては後ほど詳細説明をさせていただきたいと思いますので、何とぞ慎重なる御審議を賜り、原案のとおり御議決をいただきますようお願い申し上げます。誠に簡単であります、定例町議会の開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

~~~~~

（開会 午前10時08分）

○議長（中島貞次） ただいまの出席議員は14名です。定足数に達していますので、ただいまから令和4年第6回太子町議会定例会（第501回町議会）を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

なお、本日の会議は、首藤議員は忌引のため欠席したい旨の届けがありました。また、説明員として出席要求をしておりました栗岡正則教育次長は、体調不良のため欠席したい旨の届けがありましたので御了承願います。

なお、本定例会の会期中、自席での発言は新型コロナウイルス感染症予防対策の一環で全て着席したまま行いますので御留意ください。

これから日程に入ります。

~~~~~

#### 日程第1 議席の変更及び指定

**○議長（中島貞次）** 日程第1、議席の変更及び指定を行います。

今回新たに当選されました桑名幸夫議員の議席に関連し、会議規則第4条第2項及び第3項の規定により、議長において議席の変更及び指定を行います。

その議席番号及び氏名を職員に朗読させます。

**○議会事務局長（森 文彰）** 桑名幸夫議員を議席1番へ、議席1番松浦崇志議員を2番へ、議席2番出原賢治議員を3番へ、議席3番森田哲夫議員を4番へ、議席4番吉田正之議員を5番へ、議席5番長谷川正信議員を6番へ、議席6番玉田正典議員を7番へ、議席7番上山隆弘議員を8番へ、議席8番中薮清志議員を9番へ、議席9番堀卓史議員を10番へ、議席10番首藤佳隆議員を11番へ、議席11番清原良典議員を12番へ、議席12番井村淳子議員を13番へ、議席13番藤澤元之介議員を14番へ、議席14番中島貞次議員を15番へ。

以上でございます。

**○議長（中島貞次）** ただいま朗読したとおり、それぞれ議席の変更及び指定をします。ただいま決定いたしました議席には、本日よりお着きを願います。

~~~~~

日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（中島貞次） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、長谷川正信議員、玉田正典議員を指名します。

～～

日程第3 会期の決定

○議長（中島貞次） 日程第3、会期の決定を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から12月16日までの19日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から12月16日までの19日間に決定しました。

～～

日程第4 諸般の報告

○議長（中島貞次） 日程第4、諸般の報告を行います。

まず、令和2年7月6日付の議員辞職により、現在福祉文教常任委員会で委員1名の欠員が生じております。したがって、委員会条例第7条第4項ただし書により、今回新たに当選された桑名幸夫議員を福祉文教常任委員会委員に議長が指名しましたので御報告します。

次に、令和4年10月20日付の井村淳子議会運営委員会委員長の辞任により同委員会の委員長が不在となったため、委員会条例第8条第2項の規定に基づく委員の互選により、委員長に中薮清志議員を選出しましたので御報告します。

次に、本日町長から議案等17件が提出されました。したがって、議案等はその件名一覧表をつけてお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から地方自治法第199条の規定に基づき定期監査結果報告書、地方自治法第235条の2の規定に基づき令和4年度8月分及び9月分の例月出納検査報告書が提出されました。したがって、その写しをお手元に配っておきましたから御了承願います。

次に、組合議会議員から組合議会の報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

次に、地方自治法第121条第1項の規定に基づき、説明のため本定例会に出席を求めました者の職・氏名は、お手元に配っております一覧表のとおりです。このうち、村瀬敏紀監査委員には本日のみ、熊谷恵之企画政策課長、中井義之総務課長、山口裕之上下水道事業所長には定例会3日目の会議のみの出席要求をいたしておりますので御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

～～

日程第5 広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告

○議長（中島貞次） 日程第5、広報広聴委員会の閉会中の所管事務調査報告を行います。

広報広聴委員会から、9月28日、10月4日、10月11日、10月28日、11月7日、11月14日の委員会開催分の所管事務調査報告書が提出されましたが、既に配付済みですので御了承願います。

～～

日程第6 承認第4号 専決処分したものにつき承認を求めることについて（令和4年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号））

○議長（中島貞次） 日程第6、承認第4号専決処分したものにつき承認を求めることについて（令和4年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 承認第4号専決処分したものにつき承認を求めることについて御説明を申し上げます。

本案件は、令和4年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第4号）であります。住民税非課税世帯等への緊急支援金の給付及び町長選挙、町議会議員補欠選挙の執行経費の予算確保が必要となったため、令和4年10月11日に専決処分させていただいたものであります。

その内容は、歳入歳出予算の総額にそれぞれ1億4,929万円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ130億1,830万円としたものでございます。

歳入予算につきましては、国庫支出金、繰入金の追加であります。

歳出予算におきましては、総務費、民生費の追加であり、選挙執行に係る経費、支援金の給付やシステム改修などの対応に係る経費などを計上しております。

慎重なる審議を賜り、原案のとおり承認いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 討論なしと認めます。

これから承認第4号を採決します。

この採決は電子表決システムによって行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方はボタンを押してください。ボタンを押さない方は反対とみなします。

よろしいか。

（全員賛成）

○議長（中島貞次） 全員賛成です。したがって、承認第4号は原案のとおり承認されました。お諮りします。

本日の日程第7、議案第44号から日程第22、議案第59号までは本日は提案説明のみにとどめ、質疑は第3日目以降に行いたいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（中島貞次） 異議なしと認めます。したがって、そのように決定しました。

~~~~~

日程第7 議案第44号 令和4年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）

○議長（中島貞次） 日程第7、議案第44号令和4年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第44号令和4年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）について説明を申し上げます。

今回の補正は、人件費や事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ3億620万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を133億2,450万8,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、県支出金、財産収入、繰入金、諸収入の追加であります。

次に、歳出予算におきましては、議会費、総務費、民生費、衛生費、農林水産業費、商工費、土木費、消防費、教育費の追加と公債費の減額であります。

詳細につきましては総務部長が説明を申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） ただいま上程されました議案第44号令和4年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第5号）について詳細説明を申し上げます。

まず、人件費の補正は、育児休業や休職、退職等による減額や時間外勤務手当の増額のほか、人事評価結果に応じた勤勉手当及び昇給への反映などの結果、総額で360万円の減額となっております。また、9月20日の国通知により、物価・燃料価格の高騰などに対する支援として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付されることに伴い事業費を計上するものでございます。なお、本交付金の充当経費につきましては、参考資料の議案概要書の最後のページに一覧を提示しておりますので併せて御覧ください。

それでは、歳出から説明をいたします。

12ページをお願いいたします。

款1 議会費143万7,000円の追加は、11月13日執行の議員補欠選挙に伴う報酬等の人件費及び事務用品の補正でございます。

款2 総務費、項1 総務管理費、目6 庁舎管理費463万7,000円の追加は、電気及びガス代の高騰による光熱水費の補正であります。燃料調達コストに伴う価格上昇が続いていることや施設の利用状況等に応じて、ほかの施設においても大幅な予算不足が生じる見通しとなっております。

目9 交通安全対策費、節10 需用費9万6,000円につきましても、道路の交通安全等に係る電気代の不足を追加するものでございます。

14ページをお願いいたします。

項4 選挙費、目2 参議院議員選挙費280万4,000円の減額は、7月10日執行の選挙経費の確定による補正でございます。

款3 民生費、項1 社会福祉費、目1 社会福祉総務費、目2 老人福祉費、目4 後期高齢者医療費における節27 繰出金の追加は、国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療の各特別会計における人件費等の補正に伴うものでございます。

なお、目2 老人福祉費、節11 役務費5,000円及び節18 負担金、補助及び交付金960万円の補正につきましては、臨時交付金を活用し介護サービス支援事業所に物価高騰対策支援金を支給するものでございます。また、目5 障害福祉費の補正における16ページの節18 負担金、補助及び交付金のうち、障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金470万円につきましても臨時交付金を活用した取り組みでございます。節19 扶助費5,264万8,000円の補正は、居宅介護や移動支援などの利用者の増加により給付費等を追加するものであります。節22 償還金、利子及び割引料1,811万

円は、前年度事業費の精算による返還金でございます。

なお、この後の各科目における返還金も同様であります。

目 8 保健福祉会館管理費、節10需用費220万円の追加は、電気代の高騰による光熱水費と空調・給湯用チラーの配管修理費であります。また、節14工事請負費100万円につきましては、汚水槽の排水ポンプを点検した結果、故障のため2台のうち1台を交換する必要があるものでございます。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、節18負担金、補助及び交付金の補正は、民間の保育施設、認定こども園、放課後児童クラブに対する物価高騰対策支援であります。保育施設等への一時支援金338万4,000円は県の補助事業分、保育施設等物価高騰対策支援金580万円は臨時交付金を活用した町事業分でございます。

目 2 保育所費、節14工事請負費60万円の補正は、遊具点検の結果により使用を停止している園庭の鉄棒を更新するものでございます。

目 3 保育所運営費、節19扶助費1,095万1,000円の補正は、令和4年2月から補助事業として実施された保育士等処遇改善臨時特例事業経費について、10月以降、子どものための教育・保育給付費の加算項目として措置されることに伴い追加するものであります。

18ページをお願いいたします。

目 5 児童措置費、節18負担金、補助及び交付金、障害福祉サービス事業所等物価高騰対策支援金110万円の補正は、臨時交付金を活用した障害児サービス事業所に対する支援の取り組みでございます。節19扶助費1,123万3,000円の補正は、放課後等デイサービスなどの利用者の増加により給付費等を追加するものであります。

款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 3 母子衛生費3,337万7,000円の補正は、妊娠、出産に対する新たな経済的支援として、国が補正予算により措置した出産・子育て準備金の支給経費でございます。妊娠、出産の届出ごとに1件5万円を支給するもので、節10需用費20万円及び節11役務費17万7,000円は事務費であります。節18負担金、補助及び交付金3,300万円の内訳は、令和4年4月以降の出産には1件10万円、280件を、令和5年1月から3月の妊娠の届出には1件5万円、100件の支給を見込んでおります。

20ページをお願いいたします。

項 2 清掃費、目 2 塵芥処理費、節13使用料及び賃借料は、土地取得に伴い不要となった部分の上太田瓦礫処分場借地料の減額でございます。

款 6 農林水産業費、項 1 農業費、目 3 農業振興費、節18負担金、補助及び交付金のうち農業次世代人材投資事業補助金150万円の追加は、事業者2名の配偶者がそれぞれ就農することになり、県の補助金を財源に交付限度額が引き上げられたことによるものでございます。また、条件不利農地集積奨励事業交付金47万3,000円は、農地中間管理機構から農地を借り受けた個人または法人に対し圃場整備されていない条件不利農地の面積に応じて県の補助金を財源に支援するものでございます。

目 4 米生産調整推進費11万9,000円の追加は、観光農園事業ジャガイモ収穫祭の申込み増加に伴い、作付面積を拡充するため必要な種子や肥料等を購入するものでございます。

目 5 農地費、節12委託料、石海中部地区調査設計業務委託料850万円の追加は、県補助事業として実施している農用地等集団化計画策定業務において関係機関との協議、調整の結果、来年度に予定していた業務を前倒しして実施するものでございます。

項 2 林業費、目 1 林業振興費49万5,000円の補正は、立岡山の登山道や頂上付近においてナラ枯れが発生し伐採が困難な危険木を早急に撤去する必要があるため、森林環境譲与税を活用した

対策を図るものでございます。

款7商工費7,311万4,000円の補正は、介護、福祉事業者への燃料・物価高騰対策と同様、臨時交付金を活用した中小企業事業復活支援金の支給経費でございます。従業員数50人以上の事業者には20万円、50人未満の事業者には12万円を支給するものであります。

22ページをお願いいたします。

款8土木費、項4都市計画費、目3公園管理費110万円の補正は、総合公園南側の複合遊具に設置してある滑り台下のマットの劣化に伴い、安全対策のため修理するものであります。

款9消防費、項1消防費、目4災害対策費105万円の補正は、J－A－L－E－R－Tシステムの改修経費であります。令和5年2月より気象庁の発表基準に長周期地震動階級の予測値を追加配信する必要があり、これに対応する必要が生じたものでございます。

款10教育費、項1教育総務費、目2事務局費、節5災害補償費40万円の補正は、通勤時に負傷した非常勤職員の公務災害補償費でございます。

項2小学校費897万4,000円の追加は、電気及びガス代の高騰による光熱水費と消防設備の定期点検結果に応じた修理のほか、太田小学校南館のバルコニー軒天部分について、学校安全点検の結果、塗装部分やコンクリートが露筋している3箇所を補修するものでございます。

項3中学校費、目1学校管理費、節10需用費492万9,000円の追加は、小学校費と同様、電気及びガス代の高騰による光熱水費や消防設備修理のほか、落雷により故障している太子西中学校の塔時計の設備を修理するものでございます。また、節17備品購入費31万8,000円の追加は、太子東中学校において令和5年度に特別支援学級が1クラス増の見込みとなったことから、間仕切り用スクリーンやホワイトボード等を購入するものでございます。

目2教育振興費55万円の補正は、先ほど説明申し上げました太子東中学校の特別支援学級の増設に伴い教室の配置変更が必要となったことから、不足するタブレット充電保管庫用のコンセント3箇所を設置するものでございます。

24ページをお願いいたします。

項4幼稚園費、目1幼稚園管理費、節10需用費16万4,000円の追加は、小・中学校費と同様、消防設備の定期点検の結果に応じた修理でございます。また、節17備品購入費26万3,000円の追加は、太田幼稚園において令和5年度から3歳児保育を実施するに当たり、テーブルやトイレトレーニング用マット等を購入するものでございます。

項5社会教育費、目2公民館費、節10需用費28万8,000円の追加は、電気代の高騰による光熱水費で、節14工事請負費114万4,000円の補正は、石海公民館2階会議室の天井に雨漏りが判明したため、防水や部屋内部の壁クロス材の剥がれ等を補修するものでございます。

目6図書館費から目10地域交流館費における節10需用費の補正は、各施設における電気代の高騰により光熱水費を追加するものでございます。

26ページをお願いいたします。

項6保健体育費、目2体育館費、節10需用費115万7,000円の追加は、電気代の高騰や施設利用者の増加による光熱水費の不足額を計上しております。また、節12委託料4万7,000円の追加は、価格高騰や施設利用者の増加に伴い館内清掃業務の不足分の補正をするものでございます。

目4給食センター費、節10需用費556万5,000円の追加は、電気代及び調理用燃料の高騰によるものでございます。

款12公債費、項1公債費、目1元金85万2,000円の追加及び目2利子289万円の減額は、利率見直し方式により発行した地方債の利率変更などに伴うものでございます。

続きまして、歳入の説明を申し上げます。

８ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項１国庫負担金、目１民生費国庫負担金は、歳出予算の各費目で説明申し上げました事業費の追加に伴う補正であります。

項２国庫補助金、目１総務費国庫補助金7,780万8,000円は、燃料・物価高騰対策の事業者支援金に充てる新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金であります。

目３衛生費国庫補助金2,225万1,000円は、出産・子育て準備金に充てる出産・子育て応援交付金、補助率は３分の２でございます。

款16県支出金、項１県負担金、項２県補助金、10ページの項３委託金の各項目の補正につきましては、歳出予算の補正や交付決定等に伴うものでございます。

款17財産収入、項１財産運用収入、目２利子及び配当金は、財政調整基金の運用として３月と６月に購入した国債の配当金でございます。

款19繰入金、項１基金繰入金、目１財政調整基金繰入金１億3,104万7,000円の追加は、今回の補正予算における財源調整で、目５森林環境整備促進基金繰入金49万5,000円の補正は、歳出の20ページ、款６農林水産業費、項２林業費、目１林業振興費で説明申し上げました住民参画型森林整備事業補助金に充てるものでございます。

款21諸収入、項３雑入、目２雑入、節３衛生費雑入及び節４農林水産業費雑入は、派遣職員の人件費補正に伴うものでございます。節７教育費雑入は、歳出の22ページ、款10教育費、項１教育総務費、目２事務局費で説明を申し上げました非常勤職員への公務災害補償費の補正に伴うものでございます。

以上で議案第44号令和４年度兵庫県太子町一般会計補正予算（第５号）の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

## 日程第８ 議案第４５号 令和４年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

○議長（中島貞次） 日程第８、議案第45号令和４年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第45号令和４年度太子町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正と事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ137万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を33億6,455万8,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、一般会計繰入金の追加、財政調整基金繰入金の減額であります。

歳出予算につきましては、人件費と傷病手当金の追加と令和３年度保険者努力支援交付金の実績精算による償還金の追加であります。

詳細につきましては生活福祉部長から説明申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） それでは、議案第45号令和４年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第２号）について御説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入予算におきましては人件費補正に伴う一般会計繰入金の追加、交付税算入額の確定によります財政安定化支援事業繰入金の追加等を行う補正であります。

歳出予算におきましては、総務費の人件費の追加、新型コロナウイルス感染症傷病手当金の追加、令和3年度保険者努力支援交付金の実績精算による償還金の追加等を行う補正であります。

それでは、歳出から説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、人件費補正としまして16万1,000円を追加しております。

款2保険給付費、項7傷病手当諸費、目1傷病手当金については、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う傷病手当金の支給適用期限が延長されたことから25万7,000円を追加しております。

続きまして、款6諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目3償還金については、令和3年度保険者努力支援交付金の実績精算による償還金95万6,000円を追加しております。

続きまして、歳入について説明いたします。

同じ6ページでございます。

款5繰入金、項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金につきましては、節3職員給与費等繰入金において、歳出の総務費において人件費を追加したことから人件費分と同額の16万1,000円を追加しております。節5財政安定化支援事業繰入金において、交付税の算入額の確定によりまして403万8,000円を追加しております。

款5繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金につきましては、歳入歳出の財源調整として282万5,000円を減額しております。

以上の結果、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ137万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億6,455万8,000円とするものであります。

以上で令和4年度兵庫県太子町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

#### 日程第9 議案第46号 令和4年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（中島貞次） 日程第9、議案第46号令和4年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第46号令和4年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ13万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を26億7,206万円とするものであります。

歳入予算につきましては、国庫支出金、県支出金の減額と繰入金の追加であります。

歳出予算におきましては、総務費、基金積立金の追加と地域支援事業費の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 議案第46号令和4年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算

(第2号)について詳細説明を申し上げます。

今回の補正につきましては職員人件費のみを補正し、それに伴う歳入も補正しております。

それでは、歳出から説明いたします。

8ページをお願いいたします。

職員人件費につきまして、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費で51万2,000円を追加し、款3地域支援事業費、項4包括的支援事業・任意事業費、目1包括的支援事業費で82万4,000円を減額し、目5認知症総合支援事業費で33万2,000円を追加しております。

款4基金積立金につきましては、歳入歳出の財源調整によるものでございまして11万2,000円を追加しております。

次に、歳入について説明いたします。

6ページをお願いします。

先ほど申し上げました職員人件費の補正に合わせまして、法定割合に応じ、款4国庫支出金、款6県支出金、款8繰入金、それぞれこれを補正し、総額で13万2,000円を追加しております。

以上で議案第46号令和4年度兵庫県太子町介護保険特別会計補正予算(第2号)についての詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(中島貞次) 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第10 議案第47号 令和4年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

○議長(中島貞次) 日程第10、議案第47号令和4年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(沖汐守彦) 議案第47号令和4年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正と事業執行に伴う関係経費の補正であります。

歳入歳出予算につきましては、既定の予算総額にそれぞれ78万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億1,697万1,000円とするものであります。

歳入予算につきましては、事務費の繰入金、保険基盤安定繰入金の追加であります。

歳出予算におきましては、人件費と保健事業費の追加と広域連合納付金の減額であります。

詳細につきましては生活福祉部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長(中島貞次) 生活福祉部長。

○生活福祉部長(嶋津一弥) 議案第47号令和4年度兵庫県太子町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)について詳細説明を申し上げます。

今回の補正は、歳入予算においては事務費繰入金と保険基盤安定繰入金を追加するものでございます。歳出予算においては、人件費の追加、後期高齢者医療広域連合納付金の減額、保険基盤安定繰入金納付金と償還金を追加するものでございます。

それでは、歳出から説明いたします。

6ページをお願いいたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費では、職員手当等を5万3,000円追加、市町村職員共済組合負担金を1万3,000円追加しております。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、兵庫県後期高齢者医療広域連合分賦金が令和 3 年度兵庫県後期高齢者医療広域連合一般会計決算において決算剰余金が発生し、令和 4 年度へ繰り越しましたので市町負担金の納付に関する要綱第 6 条の規定によりまして、令和 4 年度市町共通経費負担金と相殺したため、92 万 5,000 円を減額しております。

次に、保険基盤安定繰入金納付金につきましては、令和 4 年度の保険基盤安定負担金が確定したために 54 万 5,000 円を追加しております。

款 3 保健事業費につきましては、令和 3 年度高齢者保健事業の実績報告、精算によります返還金が発生したため、償還金を 109 万 5,000 円追加しております。

続きまして、歳入について御説明申し上げます。

同じく 6 ページでございます。

款 4 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金の事務費繰入金につきましては、歳入歳出の財源調製を行うため 23 万 6,000 円を追加、保険基盤安定繰入金につきましては令和 3 年度の保険基盤安定負担金の確定によりまして 54 万 5,000 円を追加しております。

以上で詳細説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第 1 1 議案第 4 8 号 令和 4 年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第 3 号）**

○議長（中島貞次） 日程第 11、議案第 48 号令和 4 年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第 48 号令和 4 年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第 3 号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正と事業執行に伴う関係経費の補正であります。

まず、第 2 条におきまして、収益的収入に 7,000 円を追加し、事業収益の総額を 5 億 3,608 万 2,000 円としております。また、収益的支出では 791 万 7,000 円を追加し、事業費用の総額を 5 億 1,834 万円としております。

次に、第 3 条におきまして、資本的収入から 1,500 万円を減額し、総額を 5 億 3,135 万円としております。また、資本的支出では 3,000 万円を減額し、総額を 8 億 1,723 万 2,000 円としております。

第 4 条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の予算額を改めております。

最後に第 5 条は、他会計からの補助金の額の補正でございます。

詳細につきましては経済建設部長が説明を申し上げますので、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） ただいま上程されました議案第 48 号令和 4 年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第 3 号）について御説明申し上げます。

主な内容としましては、人件費と県道整備事業の進捗に伴う工事請負費の補正を行うものでございます。

1 ページを御覧ください。

第 2 条におきまして、収益的支出では、第 1 款事業費用、第 1 項営業費用において 23 万

7,000円の人件費に伴う経費及び768万円の動力費を追加し、事業費用の総額を5億1,834万円としております。内訳は4ページに掲げております。原浄水費におきましては法定福利費と電気代の高騰に伴う動力費の補正を、給水費、総係費では手当と法定福利費の補正をしております。

1ページに戻っていただきまして、第3条におきまして、資本的収入では第1款資本的収入、第2項企業債において1,500万円の減額、資本的支出では第1款資本的支出、第1項建設改良費において3,000万円の工事請負費を減額しております。国道179号太子バイパス配水管埋設工事は兵庫県の県道整備事業の進捗に合わせて実施しており、県の事業が遅れていることから工事請負費を減額とし、合わせて企業債も減額するものでございます。

次に、第4条ですが、現予算の第7条に定める議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費6,925万6,000円を6,949万3,000円に改めるものでございます。

最後に、第5条でございますが、当初予算第8条に定める他会計からの補助金の補正でございますが、第2条の収益的収入、第1款事業収益、第2項営業外収益の補正による7,000円を追加し、308万9,000円に改めるものでございます。

以上で議案第48号令和4年度兵庫県太子町水道事業会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第12 議案第49号 令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（中島貞次） 日程第12、議案第49号令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第49号令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

今回の補正予算は、人件費の補正と事業執行に伴う経費及び財源の補正であります。

まず、第2条におきまして、収益的収入では8,000円を追加し、事業収益の総額を11億7,284万円としております。また、収益的支出では19万6,000円を追加し、事業費用の総額を12億2,528万6,000円としております。

次に、第3条におきまして、資本的収入から2,950万円を減額し、総額を12億348万6,000円としております。また、資本的支出では3,000万円を減額し、総額を15億7,549万円としております。

次に、第4条では、現予算第7条に定める議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与を3,428万円とするものでございます。

詳細につきましては経済建設部長が説明申し上げますので、慎重なる御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） ただいま上程されました議案第49号令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

主な内容としましては、人件費と事業の進捗に伴う工事請負費の補正を行うものであります。

1ページを御覧ください。

第2条におきまして、収益的収入では、第1款下水道事業収益、第2項営業外収益において8,000円を追加し、下水道事業収益の総額を11億7,284万円としております。これは総務省が定め

る一般会計繰出基準に基づく他会計負担金で、収益的支出の法定福利費のうち共済費の基礎年金拠出金に相当する額でございます。

一方、収益的支出では、第1款下水道事業費用、第1項営業費用において19万6,000円の人件費を追加し、下水道事業費用の総額を12億2,528万6,000円としております。内訳は4ページに掲げております。管渠費及び総係費におきまして、手当と法定福利費の補正をしております。

1ページに戻っていただきまして、第3条におきまして、資本的収入では、第1款資本的収入、第4項企業債において2,950万円の減額、資本的支出では、第1款資本的支出、第1項建設改良費において3,000万円の工事請負費を減額しております。岩見構ほ場整備に伴う下水道管布設工事は工事に至る手続が年度内に終わらないため、また国道179号バイパス下水道管布設工事は兵庫県の県道整備事業の進捗に合わせて実施しており、県の事業進捗が遅れていることから工事請負費を減額とし、合わせて企業債も減額するものでございます。

次に、第4条ですが、現予算の第7条に定める議会の議決を経なければ流用することのできない経費である職員給与費3,408万4,000円を3,428万円に改めるものでございます。

以上で議案第49号令和4年度兵庫県太子町下水道事業会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

**日程第13 議案第50号 姫路市及び太子町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約について**

○議長（中島貞次） 日程第13、議案第50号姫路市及び太子町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第50号姫路市及び太子町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約について説明を申し上げます。

令和5年4月に開校予定の公立夜間中学、姫路市立あかつき中学校の事務の役割を分担して連携中枢都市圏で取り組むことにより、地域に多様な学びの場の充実を図るため、本協定の一部を変更するものであります。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、よろしく御審議をいただき、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） ただいま上程されました議案第50号姫路市及び太子町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約の一部を変更する連携協約について詳細説明を申し上げます。

令和5年4月開校予定の公立夜間中学、姫路市立あかつき中学校につきましては居住地の制限なく入学対象として受入れし、地域に公立夜間中学による就学の機会を提供いたします。このたびの連携協約の変更により、夜間中学に係る事務に新たに連携中枢都市圏で取り組み、圏域内の義務教育を受ける機会の保障及び圏域内の住民に十分な広報等を行うことにより多様な学びの場の充実を図ってまいります。なお、施行日は令和5年4月1日でございます。

以上、慎重なる御審議を賜り、本変更契約が締結できますようよろしくお願い申し上げ、詳細説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第14 議案第51号 太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中島貞次） 日程第14、議案第51号太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第51号太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し公職選挙法施行令の改正が行われ、選挙運動用の自動車の使用等の公営に要する経費に係る限度額の引上げが行われたことに伴い、本条例の一部を改正するものであります。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） ただいま上程されました議案第51号太子町議会議員及び太子町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

本案件につきましては、最近における物価の変動を踏まえ、衆議院議員及び参議院議員の選挙における選挙運動に関し、選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用通常はがき等の作成の公営に要する経費に係る限度額の引上げを行うため、公職選挙法施行令の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、本条例の一部を改正するものです。

改正の内容でございますが、当町の議会議員及び町長選挙における選挙運動に関し、本条例第4条で規定する選挙運動用自動車の使用の公費負担額、第8条で規定する選挙運動用ビラの作成の公費負担額、第11条で規定する選挙運動用ポスターの作成の公費負担額の限度額をそれぞれ引き上げるものでございます。

以上、慎重なる審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第15 議案第52号 太子町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について

○議長（中島貞次） 日程第15、議案第52号太子町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第52号、議案第53号及び議案第54号の条例の制定について一括で説明を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報保護制度の見直しが行われました。

最初に、議案第52号につきましては、新個人情報保護法から委任された事項及び許容された事項を条例にて規定するため、本条例を制定するものであります。

次に、議案第53号についても法律が改正され、個人情報保護制度の見直しが行われたことにより、制定する太子町個人情報の保護に関する法律施行条例と整合を図るため、改めて本条例を制

定するものであります。

最後に、議案第54号につきましても法律が改正され、個人情報保護制度の見直しが行われたことによる太子町情報公開・個人情報保護審査会の設置について制定するものであります。

詳細につきましては副町長が説明申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明といたします。

○議長（中島貞次） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時19分）

（再開 午前11時21分）

○議長（中島貞次） 再開します。

詳細説明を求めます。

副町長。

○副町長（杉原勝由） 議案第52号太子町個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について詳細説明を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るため、関係法律の整備に関する法律により個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報保護制度の見直しが行われます。地方自治体として自治体関係の施行日である令和5年4月1日に向けて、現在の太子町情報公開及び個人情報の保護に関する条例による運用から新たな個人情報保護法に基づく運用へ移行させる必要があります。当条例は、新個人情報保護法から委任された事項及び許容された事項を条例にて定めるものでございます。

まず、第1条において本条例の趣旨、第2条において用語の定義を規定しております。

次に、第3条において、個人情報の開示請求に係る手数料について、第1項において開示手数料は現行どおり無料とし、写しの交付は第2項において実費負担いただくことと規定しております。

次に、第4条において、新たに設置する太子町情報公開・個人情報保護審査会への諮問事項につき規定しております。また、附則第1条において施行日は令和5年4月1日とし、附則第2条において旧条例廃止に伴う経過措置を規定しております。

最後に、附則第3条及び第4条において、個人情報の保護に関する法律が改正されたことに伴い、太子町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部の改正を規定しております。

以上、慎重な審議を賜り、原案のとおり御議決いただけますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

~~~~~

日程第16 議案第53号 太子町情報公開条例の制定について

○議長（中島貞次） 日程第16、議案第53号太子町情報公開条例の制定についてを議題とします。

町長の一括説明は終わりましたので詳細説明を求めます。

副町長。

○副町長（杉原勝由） 議案第53号太子町情報公開条例の制定について詳細説明を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るため、関係法律の整備に関する法律により個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報保護制度の見直しが行われます。地方自治体としては、自治体関係の施行日である令和5年4月1日に向けて現在の太子町情報公開及び個人情報の保護に関する条例による運用から新たな個人情報保護法に基づく運用へ移行させる必要があります。当条例は、新

個人情報保護法により制定する太子町個人情報の保護に関する法律施行条例と整合性を図るため、原則は現行どおりの内容であります。改めて情報公開条例として新たに制定するものでございます。

第1条において目的を、第2条において用語の定義について規定しております。第3条において実施機関の責務を、第4条において利用者の責務を規定しております。第5条において、公文書の開示を請求できる者につき規定しております。第6条において、公文書の開示の請求方法につき規定しております。第7条において、公文書の開示の決定等につき規定しております。第8条において、公文書の開示義務につき規定しております。第9条において、公文書の部分開示につき規定しております。第10条において、開示の実施につき規定しております。第11条において、公文書の存否に関する情報につき規定しております。第12条において、適用除外につき規定しております。第13条において、太子町情報公開・個人情報審査会への諮問につき規定しております。第14条において、公文書の開示に係る手数料について、開示は現行どおり1件につき300円とし、写しの交付は実費負担いただくことと規定しております。第15条において情報提供の推進につき、第16条において他の制度との調整を規定しております。第17条において、運用状況の公表につき規定しております。第18条において、規則への委任につき規定しております。また、附則第1条において施行日は令和5年4月1日とし、附則第2条において旧条例の廃止を規定しております。最後に、附則第3条から第5条において、旧条例廃止に伴う経過措置を規定しております。

以上、慎重な御審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、詳細説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第17 議案第54号 太子町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

○議長（中島貞次） 日程第17、議案第54号太子町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定についてを議題とします。

町長の一括説明は終わっておりますので詳細説明を求めます。

副町長。

○副町長（杉原勝由） 議案第54号太子町情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について詳細説明を申し上げます。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により個人情報の保護に関する法律が改正され、個人情報保護制度の見直しが行われます。地方自治体としては、自治体関係の施行日である令和5年4月1日に向け、現在の太子町情報公開及び個人情報の保護に関する条例による運用から新たな個人情報保護法に基づく運用へ移行させる必要があります。当条例は、新個人情報保護法における情報公開・個人情報保護審査会について条例について定めるものでございます。

まず、第1条において、本条例の趣旨を規定しております。第2条において、審査会の設置を規定しております。第3条において審査会の組織について、第4条において審査会の委員について、現行の情報公開審査会委員と同数の5名以内として規定しております。第5条において、審査会に置く会長について規定しております。第6条において、用語の定義について規定しております。第7条において審査会の調査権限について、第8条において審査会へ提出のあった資料の写しの送付等について規定しております。第9条において、行政不服審査法の適用について規定しております。第10条において、調査審議以外の調査審議の手続について規定しております。第

11条において、審査請求に係る調査審議手続の非公開について規定しております。第12条において、規則への委任について規定しております。

次に、附則第1条において施行日は令和5年4月1日とし、附則第2条において旧審査会の廃止に伴う経過措置を規定しております。最後に、附則第3条において情報公開・個人情報保護審査会委員が規定されたことに伴い、太子町報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正を規定しております。

以上、慎重な審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げ、詳細説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第18 議案第55号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第19 議案第56号 職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

日程第20 議案第57号 職員の降給に関する条例の制定について

○議長（中島貞次） 日程第18、議案第55号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第19、議案第56号職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、日程第20、議案第57号職員の降給に関する条例の制定についてを一括議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第55号、議案第56号及び議案第57号につきましては関連しておりますので、私のほうから一括して説明をさせていただきます。

地方公務員法の一部を改正する法律が令和3年6月11日に公布、令和5年4月1日から施行され、職員の定年が令和5年度から2年ごとに1歳ずつ65歳まで引き上げられ、役職定年制度の導入、60歳からの給料月額引下げ、現行の再任用制度から定年前再任用短時間勤務制度への移行等、制度の改正に合わせて関連する条例を改正するものであります。

最初に、議案第55号につきましては、職員の定年と再任用制度を規定する職員の定年等に関する条例の一部を改正するものです。

次に、議案第56号につきましては、定年延長や役職定年制度に伴う給料に関する改正や再任用短時間勤務制度への移行に伴う用語の整理など、関連する条例の一部改正を整備条例により一括して改正するものであります。

最後に、議案第57号につきましては、役職定年制度により60歳で管理職から非管理職に降給となり、意に反する降給は条例の規定が必要なことから、職員の降給に関する条例を制定するものであります。

詳細につきましては副町長が各議案ごとに申し上げますので、よろしく御審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明といたします。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 議案第55号職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

地方公務員法の一部を改正する法律が令和3年6月に公布、令和5年4月1日から施行され、職員の定年が令和5年度から2年ごとに1歳ずつ65歳まで引き上げるようになることから、職員の定年について規定する本条例の一部を改正するものでございます。

改正内容といたしまして、条例を章立てに変更することから目次を追加、第1条において地方公務員法の改正に伴う引用条項の改正、第3条において定年の年齢を「60歳」から「65歳」に改正、第4条において定年退職の特例として欠員補充等が困難な場合において3年を限度に延長できる規定を地方公務員法に合わせて改正、第6条において役職定年の対象となる管理監督職について、管理職手当の支給を受ける職員とする規定を追加、第7条において役職定年の年齢を60歳とする規定を追加、第8条において役職定年し降任を行う際の遵守事項を追加、第9条において新たに管理職として補充する職員が不足する場合等における役職定年の延長の特例を追加、第10条において第9条の役職定年の延長を行う際に該当職員からの同意についてを追加、第11条において第9条で役職定年を延長した事由が消滅した場合の規定を追加、第12条において定年前再任用短時間勤務職員の任用についての規定を追加しております。第13条において規則で定める組合からの定年前再任用短時間勤務職員の採用について規定を追加、第14条において委任規定を追加しております。さらに、制定附則3項において定年となる年齢を2年に1歳ずつ段階的に引き上げる経過措置を追加、4項において60歳となる前年度に職員へ60歳以降の制度の情報提供や意思確認に関する規定を追加しております。

次に、附則につきましては、改正附則として現行の再任用制度の職員を再任用として採用する場合の経過措置などを規定しております。この条例の施行期日については、原則令和5年4月1日としております。

では続きまして、議案第56号職員の定年延長に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

地方公務員法の一部を改正する法律が令和3年6月に公布、令和5年4月1日から施行され、職員の定年が令和5年度から2年に1歳ずつ65歳まで引き上げることになることから、関連する一般職の職員の給与に関する条例の一部改正など、整備条例により一括して改正するものであります。

改正内容としまして、第1条関係の一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、地方公務員法の改正による引用条項の整理、「再任用職員」から「定年前再任用短時間勤務職員」に規定される名称が改正されたことから用語の整理、定年前再任用短時間勤務職員の給料月額の規定を改正し、制定附則24項から29項において60歳以後の給料を7割とし、役職定年となり降任した職員の給料の調整等の規定を追加し、改正附則第2条から第3条において「再任用職員」から「暫定再任用職員」に変更されることに伴う経過措置を規定しております。第2条関係の太子町上下水道事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正において、「再任用職員」から「定年前再任用短時間勤務職員」に名称が改正されたことから用語の整理、地方公務員法の改正による引用条項の整理、改正附則第4条において再任用職員の手当に関する経過措置を規定しております。第3条関係の職員の分限及び懲戒に関する手続及び効果に関する条例の一部改正において、減給額が給料の10分の1を超える場合について減給額を減ずる規定を追加しております。第4条関係の職員の育児休業等に関する条例の一部改正において再任用職員の用語の整理、育児休業を取得することができない職員、育児短時間勤務をすることができない職員として、定年条例に新たに規定された役職定年を延長された職員を追加し、改正附則第5条において、60歳を過ぎ7割となった給料を勤務時間より減額する経過措置を規定しております。第5条関係の職員の勤務時間等に関する条例の一部改正において、地方公務員法の改正による引用条項、再任用職員の用語に関する整理による改正、改正附則第6条において「再任用職員」から「暫定再任用職員」に変更されることに伴う経過措置を規定しております。第6条関係の太子町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正において、地方公務員法の改正による引用条項の整

理による改正をしております。第7条の公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正において、地方公務員法の改正による引用条項、再任用職員の用語の整理による改正、公益法人等へ派遣できない職員として定年条例に新たに規定された定年を延長した職員を追加し、改正附則第7条において「再任用職員」から「暫定再任用職員」に変更されることに伴う経過措置等を規定しております。この条例の施行期日については、令和5年4月1日としております。

続きまして、議案第57号職員の降給に関する条例の制定について詳細説明を申し上げます。

地方公務員法の一部を改正する法律が令和3年6月に公布、令和5年4月1日から施行され、役職定年制度により60歳で役職定年となり、管理職から非管理職に降給となり、意に反する降給は法律もしくは条例に規定する必要があることから、降給に関する条例を制定するものです。

制定内容といたしまして、第1条で、60歳の役職定年時の降給は意に反する降給となることから、必要な事項を規定することを目的としています。第2条で、降給の種類として意に反する降給、降号、また地方公務員法に規定する管理職上限年齢による降給を規定しております。第3条で、降格の事由として、60歳の役職定年以外に人事評価の結果、心身の故障などを規定しています。第4条で、降号の事由として、人事評価結果に基づく指導等の措置にもかかわらず改善されない場合を規定しております。第5条で、降給の際の書面による通知を規定しております。第6条で、心身の故障の場合の受診命令に職員が従わなければならないことを規定しております。第7条で、規則への委任を規定しております。附則におきまして、一般職の給与に関する条例等の適用等について規定しております。この条例の施行期日については、令和5年4月1日としております。

以上、慎重な審議を賜り、原案のとおり御議決いただきますようお願い申し上げます、詳細説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

#### 日程第21 議案第58号 太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中島貞次） 日程第21、議案第58号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第58号太子町下水道条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本町の下水道事業が将来にわたり持続的、安定的な事業経営を行うため、下水道使用料の改定につき、太子町行財政審議会の諮問を経て本条例の一部を改正するものであります。

慎重な審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

~~~~~

日程第22 議案第59号 太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（中島貞次） 日程第22、議案第59号太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（沖汐守彦） 議案第59号太子町合併処理浄化槽の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

一般汚水に係る基本使用料及び超過使用料の改定に合わせ、合併処理浄化槽の使用料について本条例の一部を改正するものです。

慎重な審議を賜り、原案のとおり議決いただきますようお願い申し上げ、提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（中島貞次） 提案理由の説明が終わりました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は11月29日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

（散会 午前11時51分）